

京 都 大 学 基 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (事業) 第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる<u>事業を行う</u>。</p> <p>(1) 本学の学生への奨学金、課外活動助成、学生表彰、海外留学支援等の学生支援事業 (2) 本学の教育研究・課外活動・福利厚生等の施設整備、アメニティの向上等のキャンパス整備事業 (3) 本学の教育研究環境の充実、研究者支援等の教育研究支援事業 (4) 本学の国際学術交流、学生交流の支援等の国際交流事業 (5) 社会・地域、卒業生・同窓会等との連携、公開講座・講演会の開催等の社会連携事業 (6) その他基金の目的達成に必要な事業</p> <p>(基金の構成) 第4条 基金は、<u>基金への寄附及びその運用による果実</u>をもって構成する。</p> <p>(中 略) (基金運営委員会) 第7条 本学に基金(特定基金を除く。<u>第12条</u>において同じ。)の運営に係る次の各号に掲げる事項について、役員会の諮問に応じるため、基金運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(1) 基金の事業計画に関する事項 (2) 基金の予算及び決算に関する事項 (3) <u>寄附の受入れ</u>に関する事項</p> <p>(4) その他基金の管理運営に関する重要事項 2～4 (略) (中 略) 第9条 (略)</p>	<p>(事業) 第3条 基金は、前条の目的を達成するため、<u>国立大学法人法(平成15年法律第112号)第22条第1項第1号から第5号までに規定する業務のうち、次の各号に掲げる事業に充てるものとする</u>。</p> <p>(1) } (2) } (3) } (同 左) (4) } (5) } (6) }</p> <p>(基金の構成) 第4条 基金は、<u>寄附者が基金に組み入れることを指定した寄附財産、その運用による果実その他役員会において基金に組み入れることを決定した財産</u>をもって構成する。</p> <p>(基金運営委員会) 第7条 本学に基金(特定基金を除く。<u>以下この条、第10条から第12条まで及び第15条</u>において同じ。)の運営に係る次の各号に掲げる事項について、役員会の諮問に応じるため、基金運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(1) } } (同 左) (2) } } (3) <u>基金への寄附財産(現金を除く。)</u>の組入れに関する事項 (4) } } (同 左) 2～4 }</p> <p>第9条 (同 左) (財産の組入れ及び受入れ) 第10条 <u>基金への現金の組入れ及び受入れは、担当副学長が決定する</u>。 2 <u>基金への重要財産(国立大学法人法施行規則(平成15年文部科学省令第57号)第17条に定めるものをいう。)</u>の組入れ並びにそれ以外の財産(現金を除く。)の組入れ及び受入れは、<u>委員会の議を経て役員会で決定する</u>。 3 <u>担当副学長は、第1項の組入れ及び受入れについて、毎年、委員会へ報告するものとする</u>。 (基金の支出方針) 第11条 <u>基金内の財産(運用益を含む。)</u>の用途については、<u>委員会の議を経て役員会で決定する</u>。 (基金明細書) 第12条 総長は、基金について基金明細書を作成し、<u>毎事業年度終了後3月以内に、文部科学大臣に提出するものとする</u>。 2 <u>前項の基金明細書の写しは、当該基金明細書を作成した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとする</u>。 3 第1項の基金明細書の様式は、担当副学長が別</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(事務) 第10条 (略) (基金の管理) 第11条 この規程に定めるもののほか、寄附の受入れについては、<u>京都大学寄附金事務取扱規程(平成16年達示第99号)</u>の定めるところによる。</p> <p>(雑則) 第12条 (略)</p>	<p><u>に定める。</u> (事務) 第13条 (同 左) (基金の管理) 第14条 <u>基金への現金及び有価証券の寄附に関する取扱いについては、京都大学寄附金取扱規程(平成16年達示第99号)第3条、第7条及び第8条の規定を準用する。</u></p> <p>(雑則) 第15条 (同 左) 附 則 この規程は、平成30年7月24日から施行する。</p>